

川崎市病院局企業職員不祥事防止委員会設置要綱

平成 19 年 4 月 1 日
19 川病総庶第 1170 号

（目的及び設置）

第 1 条 川崎市病院局企業職員の不祥事防止の徹底を図るため、川崎市職員不祥事防止委員会設置要綱第 8 条の規定に基づき、川崎市病院局企業職員不祥事防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 不祥事防止対策の検討及び推進に関すること。
- (2) 不祥事防止に係る具体策等の推進に関すること。
- (3) 不祥事未然防止のための職場状況の収集及び意見交換に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は病院事業管理者を、副委員長は病院局長をもって充てる。

3 委員会の委員は、次の掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 病院局総務部長
- (2) 病院局総務部庶務課長
- (3) 病院局経営企画室長
- (4) 病院局経営企画室担当課長（経営企画）
- (5) 病院局経営企画室担当課長（経理）

(6) 市立川崎病院長

(7) 市立川崎病院副院長

(8) 市立川崎病院事務局長

(9) 市立川崎病院事務局庶務課長

(10) 市立川崎病院事務局庶務課担当課長

(11) 市立川崎病院患者総合サポートセンター副所長

(12) 市立井田病院長

(13) 市立井田病院副院長

(14) 市立井田病院事務局長

(15) 市立井田病院事務局庶務課長

(16) 市立井田病院事務局庶務課担当課長

(委員長)

第4条 委員長は、会務を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席で成立するものとする。

(関係職員の意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。